

## 第4分科会：環日本海市民活動

## 世界市民法廷とアジア人権裁判所の設立について

金子利喜男（札幌大学）

現在、世界各国は、自国が同意しないかぎり、原則として、いかなる国際裁判所の裁判管轄権をも受諾する義務がない。その結果、国際法の独善的な解釈と適用が、国際問題を長期にわたって未解決のまま長引かせ、あるいは内政干渉、武力行使、残虐行為まで至るも、法的には訴追されない無法状態を生んできた。このような社会は、ある意味では、群雄または専制君主が割拠していた時代の世界に似ている。21世紀に入っても、国際社会の分野では、原始時代や封建時代の要素が残存している。

われわれ5名の日本人は、かかる世界の専横にもはや耐えられず、2000年5月、中立的かつ普遍的な世界市民法廷を創建し、そこでは世界のいかなる市民も、いかなる時、いかなる場所からも、国際法の侵犯者を訴追でき、かつ被告が出廷しなくとも、法的判断を下すことができる国際的な常設機構を創設した。世界市民法廷（WOCIT）は、全人類の性格をおびている。たとえば、世界市民法廷の判事数は、3分の1までが国家推薦枠である。判事の推薦権では、たとえば、都道府県市町村などの地方自治体の首長が、大きな比重を占めている。手続きは、インターネットを駆使し、世界的規模で行われる。WOCITは、現段階において暫定裁判所の形態で存在し、それはすでに10の国際的事件を受理した。そのなかで、アジアに関係するのは、1）日本、ロシア、アイヌ民族間の領土問題；2）インド、パキスタン、中国が関わるカシミール問題；3）中国、ベトナム、マレーシア、フィリピン、台湾等が関わる南シナ海上諸島の領有権問題；4）日本と韓国間の竹島領有権問題などである。カシミール事件について、

WOCITは、インドとパキスタン両首脳にたいし、核戦争の拳に走らないよう3回にわたり緊急措置を勧告した。WOCIT付属アジア人権裁判所（WOCIHRAC—仮称）はパングラディッシュ人権委員会の事務総長・サイフル・ディルダール氏（私の発表当日、環日本海学会に表敬訪問予定）が、WOCITアジア総会準備委員会の委員長に立候補したため、現実性をおびてきた。私が構想しているWOCIHRACの骨子は、以下の通りである。

- 1）現存の暫定裁判所にかんする諸規則を準用し、WOCIHRACも暫定裁判所（IC）の形態から出発するが、アジア地域（ロシアのアジア部をふくむ）の国際法上の人権問題にかんする訴状だけを受理する。
- 2）ICは、中立的訴状だけを受理する。原告が被告を一方的に非難する一方的訴掛について、ICは、提訴人が他の当事者の意見をも併記すること、非難的質問を中立化する（たとえば、「紛争当事者は、いかなる権利と義務を有するか」というように、表現を和らげる）ことを求めることができる。
- 3）事実調査報告書は、ICの段階では、従来と同じく多元的（複眼的）に作成し、報告書の作成にあたっては、事実と法について、提訴人も、ICも、それを断定してはならない。
- 4）事実と法について、最終的に判断するのは、ICではなくて、将来15名の国際法の専門家によって構成されるWOCIHRACである。現在まで、アジア地域には、そこに共通する常設国際裁判がひとつも存在しなかったことを鑑みるなら、アジア人権裁判所の設立じたい、アジア法治社会の発展において一里塚を印すものとなろう。